

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準（叡啓大学）】

区分	レベル0 感染者ゼロ	レベル1 維持すべき レベル	レベル2 警戒を強化すべき レベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたい レベル
県内の概況	○県内感染者数0を2週間程度維持	○県内で感染者の発生はあるものの、まん延防止等重点措置や緊急事態措置、又は県独自の集中対策が講じられていない状態	○県内感染者の増加傾向が高い状態 (1週間の新規報告数が10~15人/10万人) (○県集中対策として特別対応の要請)(○県内一部地域にまん延防止等重点措置)(○大学でのクラスター発生等)	○県内にまん延防止等重点措置 ○県内に緊急事態措置	○県内に緊急事態措置
1 教職員	出勤による勤務(テレワークでの勤務も可)	原則出勤による勤務(テレワークでの勤務も可) 県からの要請に基づき出勤率を設定する場合あり ただし、次の場合はレベル3により対応 クラスター発生など対面授業が困難(当該大学又はキャンパスのみ) レベル2において県内の一部地域にまん延防止等重点措置がなされた(当該大学又はキャンパスのみ)		事務機能を制限以下の場合を除き、原則テレワーク ・教育・研究活動のため出勤が必要となる場合 ・法人、大学の運営上、出勤が必要となる場合 ・大学施設の維持管理及び緊急時対応のため出勤が必要となる場合 県への要請等に基づき、出勤者の削減割合目標を設定 県への要請等に基づき、時以降の勤務を抑制する場合がある(事業継続に必要な場合を除く)	事務機能を制限 原則テレワーク 大学施設の維持管理及び緊急時対応のために必要な場合のみ出勤
2 会議等	対面・オンラインで実施	対面・オンラインで実施 ただし、次の場合はレベル3により対応 クラスター発生など対面授業が困難(当該大学又はキャンパスのみ) レベル2において県内の一部地域にまん延防止等重点措置がなされた(当該大学又はキャンパスのみ)		原則オンラインのみの実施 学内だけでなく、学外者との打合せ等も含む 対面での開催が必要な会議(作問関係等)のみ対面開催可	オンライン会議のみの実施 学内だけでなく、学外者との打合せ等も含む
3 出張・旅行	制限なし ただし、緊急事態宣言対象地域への不要不急の出張・旅行は原則禁止 まん延防止等重点措置対象地域等の流行地域への不要不急の出張・旅行は自粛	原則制限なし ただし、緊急事態宣言対象地域への不要不急の出張・旅行は原則禁止 まん延防止等重点措置対象地域等の流行地域への不要不急の出張・旅行は自粛 ただし、次の場合はレベル3により対応 クラスター発生など対面授業が困難(当該大学又はキャンパスのみ) レベル2において県内の一部地域にまん延防止等重点措置がなされた(当該大学又はキャンパスのみ)		全ての出張・旅行を原則禁止 県境を越える移動は、最大限、自粛	出張・旅行を含む全ての移動を原則禁止 不要不急の外出等は自粛、原則自宅待機
4 教育授業講義演習実験(実習)	対面授業	○感染拡大防止措置を講じた上で、原則対面授業 ただし、クラスター発生など対面授業が困難となった場合は、レベル4により対応			○原則オンライン授業(対面授業は学部長の許可を受けて実施)
5 研究活動	通常どおりの研究活動を実施	○感染拡大防止措置を講じた上で、原則、教育研究活動を実施 ただし、クラスター発生など対面授業が困難となった場合は、レベル4により対応			進行中の実験・研究がある研究室は、その継続に必要な最小限の研究関係者のみ入構可
6 学生の入構制限	制限なし	○感染拡大防止措置を講じた上で、入構可(感染対策等のため指定した区域は除く) ただし、クラスター発生など対面授業が困難となった場合は、レベル4により対応			○学部長の許可により入構可(授業、研究活動、許可された活動等)
7 課外活動	○通常どおり活動を実施	○感染拡大防止措置を講じた上で、活動実施 ただし、クラスター発生など対面授業が困難となった場合は、レベル4により対応			○オンラインによるものを除き原則活動停止(対面の活動は、学部長の許可を得たもののみ可)

法人

叡啓大学

感染拡大防止措置：マスク着用、こまめな手洗い・手指消毒、窓の開放・全熱交換器の利用等による換気、密接・密集を避け人と十分な距離を保つ

県からの要請に基づき、対応内容を変更する場合がある